

なくそう! 望まない受動喫煙



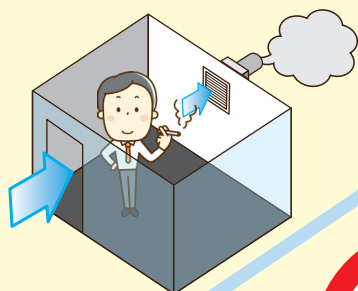
飲食店・小売店 のみなさまへ

受動喫煙対策できていますか?



屋内は
原則禁煙
です

喫煙室の
設置には
ルールが
あります



お店を守る

4つの
ポイント

喫煙室には
標識が必要
です



喫煙室は
20歳未満
立入禁止



違反した場合、指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

屋外に喫煙場所を設けるときは



喫煙場所は

できるだけ離れたところに

喫煙場所は、お店の出入口付近や
利用者が多く集まる場所からできる
だけ離れた場所に設置しましょう。

設置可能な喫煙室の種類

喫煙専用室 ※

紙たばこ	○
加熱式たばこ	○
飲食・サービス等	×



喫煙室内では飲食、サービス等を行うことはできません。

加熱式たばこ専用喫煙室 ※

紙たばこ	×
加熱式たばこ	○
飲食・サービス等	○



喫煙室内で飲食、サービス等を行うことが可能です。

喫煙可能室(店)

紙たばこ	○
加熱式たばこ	○
飲食・サービス等	○

次のすべての要件を満たした場合のみ設置できる例外的措置です。

- ① 2020年4月1日時点で現に営業している店舗
- ② 客席面積が100㎡以下
- ③ 資本金又は出資の総額5000万円以下(法人)

- ・②③が確認できる書類の保存が必要です。
- ・保健所への届出が必要です。

2020年4月1日以降に営業開始(移転・大規模改修)した場合は設置できません。

喫煙目的室(店)

喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

※ 施設の一部に限ります。

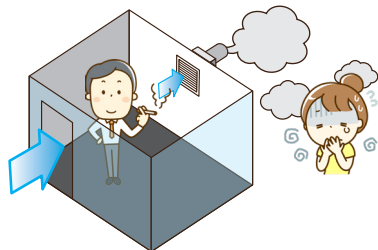
喫煙室設置の義務事項

喫煙室の構造

「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(次のA~C)」を満たすこと

- A** 出入口における室外から室内へ流出する空気の気流(風速)が0.2m/秒以上であること
- B** 壁、天井等によって区画されていること
- C** たばこの煙が屋外に排出されていること

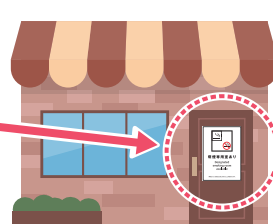
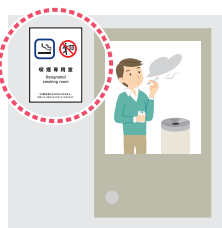
風速の測定方法や記録等の詳細については厚生労働省ウェブサイトにて公開されています。⇒下のQRコードからアクセス!



喫煙室の煙の排出先は、周辺の通行量や状況を考慮し、受動喫煙が生じない場所を選びましょう。

標識の掲示

喫煙室の出入口、施設の出入口にそれぞれ喫煙室の種類に合わせた標識の掲示が必要です。



20歳未満立入禁止



保護者同伴や従業員であっても立ち入ることはできません。喫煙室が時間帯によって禁煙とする場合も同様です。

広告・宣伝等への喫煙室設置の表示

加熱式たばこ専用喫煙室設置店



喫煙可能室設置店



広告・宣伝を行う場合は、各々の喫煙室が設置されていることをわかりやすく表示する必要があります。

【お問い合わせ先】

郡山市保健所 健康づくり課

〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1

TEL 024-924-2900

メール kenkoudukuri@city.koriyama.lg.jp

詳しくは、厚生労働省ウェブサイトへ

なくそう! 望まない受動喫煙



この印刷物は、適切に育まれた森から生まれたFSC®認証紙と、環境にやさしい植物油インキを使用しています。



紙へリサイクル可